国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（以下「検査法施行令」という。）別表の三の項の外務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　当該物資を運搬する船舶又は航空機、当該物資の品目、数量、所有者、仲介者及び需要者その他の情報を総合的に勘案して、検査法施行令別表の三の項（一）、（二）又は（三）に資するおそれがある物資であると認めるに足りる相当の理由があるもの

二　食料品又は医薬品以外のものであって、当該物資を運搬する船舶又は航空機、当該物資の品目、数量、所有者、仲介者及び需要者その他の情報を総合的に勘案して、検査法施行令別表の三の項（四）又は（五）に直接資するおそれがある物資であると認めるに足りる相当の理由があるもの（専ら人道上の目的若しくは生計目的のためであり、北朝鮮の個人若しくは団体が収入を得るために用いられず、かつ、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号、同理事会決議第二千八十七号、同理事会決議第二千九十四号及び同理事会決議第二千二百七十号により禁止されたいかなる活動にも関連しないと認められるものであって、その旨及び他の用途に供されることを防止する措置を国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会にあらかじめ通知されたもの又は同委員会が別に定めるものを除く。）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百五十六号）の施行の日から施行する。

第十条　検査法施行令別表の九の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　当該物資を運搬する船舶又は航空機、当該物資の品目、数量、所有者、仲介者及び需要者その他の情報を総合的に勘案して、検査法施行令別表の九の項（一）、（二）又は（三）に資するおそれがある物資であると認めるに足りる相当の理由があるもの

二　食料品又は医薬品以外のものであって、当該物資を運搬する船舶又は航空機、当該物資の品目、数量、所有者、仲介者及び需要者その他の情報を総合的に勘案して、検査法施行令別表の九の項（四）又は（五）に直接資するおそれがある物資であると認めるに足りる相当の理由があるもの（専ら人道上の目的若しくは生計目的のためであり、北朝鮮の個人若しくは団体が収入を得るために用いられず、かつ、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されたいかなる活動にも関連しないと認められるものであって、その旨及び他の用途に供されることを防止する措置を国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会にあらかじめ通知されたもの又は同委員会が別に定めるものを除く。）

告　示

○財務省・外務省・国土交通省告示第一号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表一の項及び二の項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十九年十月十三日

外務大臣　河野　太郎
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表一の項の規定に基づき外務大臣、財務大臣及び国土交通大臣が告示する物資は別表第1から別表第7までに掲げるものとし、同令別表二の項の規定に基づき外務大臣、財務大臣及び国土交通大臣が告示する物資は別表第1から別表第5まで及び別表第8に掲げるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百五十六号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日から平成29年12月31日（ニューヨーク時間。以下この2及び附則3において同じ。）までの間は、別表第7の5の規定の適用については、同表5(2)エ中「毎年1月1日」とあるのは「平成29年10月1日」と、「2,000,000バレル」とあるのは「500,000バレル」とする。

3　別表第8の15に掲げるもののうち平成29年9月11日より前に輸入の契約を締結したものであって当該輸入について同年同日から135日以内に国際連合安全保障理事会決議第1718号12の規定に従って設置された委員会に対して通知を行ったものについては、同表15の規定は、同年12月10日までは、適用しない。

別表第1　核関連の物資

1　核燃料物質若しくは核原料物質であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

(1)　ウラン又はその化合物

(2)　トリウム又はその化合物

(3)　プルトニウム又はその化合物

(4)　あらかじめ分離されたネプツニウム237

(5)　(1)から(4)までの物資の1又は2以上を含むもの

2　原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は車両、船舶、航空機若しくは宇宙空間用若しくは打ち上げ用の飛しょう体の原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置

3　重水素又は重水素化合物であって、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が5,000分の1を超えるもの

4　人造黒鉛であって、ほう素当量が全重量の1,000,000分の5未満で、かつ、20度の温度における見掛け比重が1.50を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの

(1)　原子炉用のもの

(2)　原子炉用に用いることができるもの（(1)に該当するものを除く。）